

第8回

上富良野町農業委員会総会議事録

平成30年2月13日

上富良野町農業委員会

第8回 上富良野町農業委員会総会 議事録

1 日 時 平成30年2月13日(火) 午後2時00分から午後2時45分

2 場 所 JA ふうの上富良野支所 3階会議室

3 出席委員 名

席順	委員名	席順	委員名	席順	委員名
1	谷本 嘉彦	2	北村 啓一	3	岩田 修
4	佐藤 良二	5	沼沢 春美	6	桑田 俊和
7	島田 政志	8	三好 利和	9	對馬 徹
10	井村 悦丈	11	長谷川裕見	12	井村 昭次
13	青地 修				

4 欠席委員

--	--	--	--	--	--

5 遅参委員 なし

6 議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の決定
- 日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第3 諮問第1号 農用地利用集積計画の作成について
- 日程第4 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

7 農業委員会事務局職員

農業委員会事務局	局長	北越 克彦	主査	甲斐 幹彦
----------	----	-------	----	-------

8 会議の概要

開会（午後2時00分） （着席）

開会の宣言

- 事務局長 只今より、第8回上富良野町農業委員会総会を開会いたします。
- 事務局長 ご起立の上、農業委員会憲章の唱和を行います。
7番、島田政志 委員に合わせ、ご唱和ください。
- 島田委員 「唱和」
- 事務局長 ご着席ください。
- 議 長 これより、会議を進めます。ただいまの出席委員は、13名であります。
定数に達しておりますので、これより第8回上富良野町農業委員会総会を開会いたします。
直ちに、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配布したとおりでございます。
日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。「事務局長」
- 事務局長 諸般の報告（別紙）
- 議 長 以上をもって諸般の報告を終わります。
- 日程第1、会議録署名委員の決定は、会議規則第13条第2項により議長において、
2番、北村啓一 君、3番、岩田 修 君を指名いたします。
-
- 議 長 日程第2、報告第1号「農業委員会事務監査結果の報告について」の件を議題といたします。
報告第1号を、事務局が説明いたします。「事務局」
-
- 事務局 報告第1号について、ご説明いたします。報告第1号朗読
- 平成30年1月18日、ふらの農業協同組合上富良野支所2階の第2応接室において、平成28年10月から平成29年3月までと平成29年4月から平成29年10月までの期間における農業委員会に関する法律に基づく事務、町の委任に基づく事務並びに関係会計処理について資料を提出し、事務の執行状況及び内容について説明を行いました。その結果、事務は適正に処理されていると認められました。以上です。
-
- 議 長 報告第1号について、岩田修監査委員から補足説明をお願いします。
-
- 岩田委員 監査委員の岩田です。
- 平成28年度、10月～3月分、及び平成29年度、4月～10月分の事務監査を1月18日に監査委員岩田、沼沢の2名にて、第2応接室で実施しました。
- 農業委員会に関する法律に基づく事務及び町の委任に基づく事務並びに関係会計処理について、伝票、決議書、復命書など関係書類の資料の提出を求め、その中から抽出し

岩田委員 点検、照合を行うとともに、事務職員から事務の執行状況及び内容の聴取を行なったところです。

その結果、事務は適正に処理されていると認められましたので、報告いたします。

議長 報告第1号、「農業委員会事務監査結果の報告について」説明していただきましたが、発言はありませんか。

「なしの声あり」の声あり

発言がなければ、報告第1号を終わります。

議長 日程第3、「報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知について」の件を議題といたします。報告第1号を、事務局が説明いたします。「事務局」

事務局長 報告第1号について、ご説明いたします。
農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借権の解約申し出のあった次の件について、同法第18条第1項のただし書の規定に該当するので報告いたします。以下、報告第1号朗読。

1番

土地の所有者は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、今までの借り手は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、土地の表示は〇〇〇〇番〇〇、田1筆、面積17,958㎡、農地法3条による賃貸借が平成29年1月17日から平成29年11月30日まででしたが、今回、合意解約となりました。

2番

土地の所有者は〇町〇丁目の〇〇〇〇さん、今までの借り手は〇町〇丁目の〇〇〇〇さん、土地の表示については〇〇〇〇番〇〇他全部で6筆、畑6筆、面積61,552㎡、農地法3条による賃貸借でしたが、平成29年3月9日から平成39年11月30日でしたが、今年の1月17日に合意解約となりました。この場所については現在〇〇区の幹旋会で公開中です。

3番

土地の所有者は〇町〇丁目〇番地〇の〇〇〇〇さん、今までの受け手は〇〇線北〇〇号の〇〇〇〇さん、土地の表示は〇〇〇〇番〇〇、田1筆、面積21,561㎡、農地法3条による賃貸借が平成28年3月17日から平成38年11月30日まででしたが、今年の1月17日をもちまして合意解約となりました。

4番

土地の所有者は〇〇線〇〇号〇〇番地〇〇の〇〇〇〇さん、今までの受け手は〇〇線北〇〇号の〇〇〇〇さん、合わせまして5番についても貸し手さんと受け手さんは同じです。4番と5番の違いは賃貸借の始まりの期間が違うので番号を分けております。4番については土地の表示は〇〇〇〇番〇〇、畑1筆、面積29,207㎡、農地法3条による賃貸借が平成23年3月9日から平成33年11月30日までありましたが、1月28日で合意解約となりました。

5番

土地の表示は〇〇〇〇番〇〇他1筆、田1筆、畑1筆、面積38,099㎡、農地法3条による賃貸借が平成27年4月6日から平成33年11月30日まででしたが、1月28日で合意解約となりました。

6番

土地の所有者は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、今までの受け手は〇〇線〇〇号〇〇番

事務局長 地〇〇の〇〇会社〇〇〇〇さん、土地の表示は〇〇〇〇番〇〇他4筆、畑5筆、面積51,790㎡、農地法3条による使用貸借が平成29年3月9日から平成39年11月30日までありましたが、平成30年1月26日で合意解約となりました。この6番については、後程、3条で賃貸借の案件となってきます。

議 長 報告第1号について、発言はありませんか。

「発言なし」の声あり

発言がなければ、報告第1号を終わります。

議 長 日程第4、「諮問第1号、農用地利用集積計画の作成について」の件を議題といたします。諮問第1号を、事務局が説明いたします。「事務局」

事務局長 諮問第1号について、ご説明いたします。
〇〇地区農用地利用改善事業実施組合より、次の利用権の設定についての申し出がなされ、この申し出が適当と認められるので、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めるにあたり貴会の意見を求める。

平成30年2月13日提出 上富良野町長 向山 富夫

農用地利用集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各条件を満たしていると判断されます。審議の資料として、調査書をご覧ください。以下、諮問第1号朗読。

賃6番

土地の所有は〇町〇丁目の〇〇〇〇さん、受け手は〇町〇丁目〇番〇号の〇〇〇〇さん、土地の表示は〇〇〇〇番地〇〇の内地番、畑1筆、面積24,043㎡、10年間の賃貸借です。

賃7番

出し手は同じく〇町〇丁目の〇〇〇〇さん、受け手は〇町〇丁目の〇〇〇〇さん、土地は〇〇〇〇番〇〇他4筆、畑5筆、面積65,747㎡、10年間の賃貸借となりました。

所16番

土地の所有は〇町〇丁目〇番〇号〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、受け手は〇〇線〇〇号〇〇番地〇の〇〇〇〇さん、土地の表示は〇〇〇〇番〇〇他10筆、畑11筆、面積101,969㎡、売買となりました。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。

諮問第1号、賃6番、7番について、提案に関する補足説明を願います。

「1番、谷本嘉彦 委員」

谷本委員 1番、谷本です。賃6番、7番について、補足説明いたします。

1月17日に〇〇地区農用地利用改善事業実施組合の会議が、JA会議室で開かれ、

谷本委員 賃貸借2件の利用集積が成立いたしました。

賃6番

出し手、〇町〇丁目の〇〇〇〇さん。

受け手、〇町〇丁目〇番〇号の〇〇〇〇さん。

所在地は、〇〇地区、〇〇線〇〇号となります。

〇〇〇〇さんの再処分に伴い、10a当たり、畑4,000円で賃貸借となりました。

賃7番

出し手、〇町〇丁目の〇〇〇〇さん。

受け手、〇町〇丁目の〇〇〇〇さん。

所在地は、〇〇地区、〇〇線〇〇号となります。

〇〇〇〇さんの再処分に伴い、10a当たり、畑3,500円と一部2,000円で賃貸借となりました。

慎重審議をよろしくお願いします。

議長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、諮問第1号、賃6番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて、諮問第1号、賃7番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議長 続いて、諮問第1号、所16について、提案に関する補足説明を願います。
「6番、桑田俊和 委員」

桑田委員 6番、桑田です。所16について、補足説明いたします。

1月24日に〇〇地区農用地利用改善事業実施組合の会議が、JA会議室で開かれ、売買1件の利用集積が成立いたしました。

出し手、〇町〇丁目〇番〇号の〇〇〇〇さん。

受け手、〇〇線〇〇号〇〇番地〇の〇〇〇〇さん。

桑田委員 所在地は、〇〇〇〇の奥、〇〇〇〇道路の南側となります。
〇〇〇〇さんの再処分に伴い、10a当たり、畑67,000円で売買となりました。

慎重審議をよろしくお願いします。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、諮問第1号、所16番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第5、議案第1号、「農地法第3条第1項による許可申請について」の件を議題と
いたします。議案第1号を、事務局が説明いたします。「事務局」

事務局長 議案第1号について、ご説明いたします。
農地法第3条第1項の規定による許可申請のあった次の件について、同条第2項の規定
に基づき許可に可否について審議を求めます。

平成30年2月13日提出 上富良野町農業委員会会長 青地 修

許可申請は、農地法第3条第2項各号の規定に該当しないため、許可の要件を満たして
いると判断されます。

審議の資料として、農地法第3条調書をご覧ください。以下、内容を朗読。

議案第1号、1番について、
〇〇〇〇事業により造成した農業用用水施設（パイプライン）事業の完了に伴い、維持
管理を行う〇〇〇〇に、パイプラインの施設財産が移転されます。

維持管理を行うため設定された地上権も、〇〇〇〇から〇〇〇〇へ移転を行うもので
す。全2筆、539㎡です

今回完了された事業は、〇〇〇〇用水路、1,239mです。

1番

土地の表示については〇〇〇〇番〇〇、田1筆、面積266㎡、土地の所有者は〇〇〇
〇さん、同じく別の地番で〇〇〇〇番〇〇、田1筆、面積273㎡、土地の所有者は〇
〇〇〇さん、地上権の移転ということで、現在の地上権は〇〇〇〇が持っていますが、
土地の管理の関係で〇〇〇〇に地上権は移転するものです。〇〇〇〇事業による造成し
た農業用用水施設、パイプラインの完成に伴い維持管理を行う〇〇〇〇にパイプライン
の施設財産が移転される。維持管理を行うために設定された地上権も〇〇〇〇から〇〇
〇〇へ移転を伴う。今回、完了された事業は〇〇地区の〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんの

事務局長 所で、〇〇〇〇用水路ということで1,239mの用水の案件です。

2番

土地の表示は〇〇〇〇番〇〇、畑、面積38,448㎡、以下全部で5筆、畑、面積51,790㎡、土地の所有者は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、受け手は〇町〇丁目〇番〇号の〇〇会社 〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇さんで、平成29年8月9日に設立された新しく出来た農地所有適格化法人です。資料として〇〇会社〇〇〇〇の会社案内をご覧ください。合わせて資料として代表取締役の〇〇〇〇さんの経歴と〇〇会社〇〇〇〇が農業経営基盤強化促進法の法人としての認定を受ける手続きを進めているところで、その申請書をつけております。法人としては出来たばかりです。〇〇〇〇さんの経歴から説明します。現在、中小企業診断士で〇〇の会社にお勤めになられております。昭和〇〇年、上富良野町のお生まれです。〇〇〇〇小学校、〇〇〇〇中学校、〇〇〇〇高校、〇〇〇〇専門学校を卒業された後、〇〇市の〇〇会社〇〇〇〇に入社され、システムエンジニアとして就業された後、〇〇〇〇大学〇〇部に再入学され、その後、〇〇〇〇に入社です。システムエンジニアとして〇〇と〇〇で勤務され、中小企業診断士としても登録され、副業としてベンチャー企業の支援や〇〇〇〇の講師として従事されている。この度、昨年8月に〇〇会社〇〇〇〇を設立して現在に至る。上富良野出身ということでお父さまは〇〇〇〇にお勤めされておりました〇〇〇〇さん、お母さまは〇〇〇〇の〇〇〇〇をされておりました〇〇〇〇さん、弟さんは〇〇〇〇にお勤めされております〇〇〇〇さん。〇〇〇〇さん中小企業診断士でコンピューターの〇〇〇〇の会社に勤務をされておられ、コンピューター関係のお仕事をしているところですが、この度、農業の関係で新規の事業を立ち上げよう今まで検討されていた。農家の現状については皆さんもご承知かと思いますが、農家人口も減っていく、新規の就農も減っていくということで蛇岩さんの気持ちとしては新規に就農していく方々のサポートをしていきたい。自分の農業経営ももちろんあるのですが、新規就農の受入れ皿になっていきたいというような希望を持たれている。本社については〇〇〇〇さんの自宅ということで〇町〇丁目〇番〇号です。役員といたしまして社長が〇〇〇〇さん、取締役として〇〇〇〇さん、〇〇〇〇の〇〇〇〇さんが、こちらの取締役です。あと〇〇〇〇の〇〇〇〇さんも取締役ということになっております。事業内容としては、農産物の生産、加工、販売で、農産物の生産につきましてはニンニクとアスパラを中心に考えている。農業経営支援では、〇〇〇〇さんは中小企業診断士として活躍されているので農業経営の改善のお手伝いをしていきたいとのこと。農作業改善支援、農作業ビックデータ活用促進ということで遠隔操作で農業のデータのやり取りをして遠い所からでも農業の指示が出来るとの検討もされているようです。後は農業ロボットの普及促進ということで、1番のメインとしては新規就農の支援ということで、当社がこれから経験する事業確立プロセスノウハウと雇用創出によって新規就農希望者の支援を行っていきたいということで考えているところである。農業経営改善計画認定申請ということで、今現在、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇と協議を進めておりますが、新規に法人を設立して野菜と畑作の輪作体系を確立させていくことと農地の確保をして地域内労働者の雇用を確保していった希望のある持続可能な農業経営をしていきたいということで、5haの賃貸借を進めている。

3番

土地の表示は〇〇〇〇番〇〇、畑1筆、面積23,672㎡、土地の所有者は中富良野町〇町〇番〇号の〇〇〇〇さん、受け手は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さんで、賃貸借となりました。

4番

土地の表示は〇〇〇〇番〇〇、田1筆、面積24,148㎡、土地の所有者は〇町〇丁目〇番〇号の〇〇〇〇さん、受け手は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さんで、賃貸借となりました。

事務局長 5番
土地の表示〇〇〇〇番〇〇他全部で畑25筆、面積271,125㎡、土地の所有者は〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、受け手は〇〇〇〇番地〇〇の〇〇会社〇〇〇〇さんです。〇〇〇〇さんが農地所有適格化法人を設立されまして、〇〇〇〇の自作の農地つきましては〇〇〇〇への賃貸借となりました。あと、幹旋等々で〇〇〇〇さんが今賃貸を受けている所がありますが、そこについては借手さんが〇〇〇〇さんから農業生産法人に変更する手続きを現在進めております。

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

議案第1号、1番について、これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第1号、1番を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議長 議案第1号、2番について、提案に関する補足説明を願います。
「4番、佐藤良二 委員」

佐藤委員 4番、佐藤です。 議案第1号、2番について、補足説明いたします。

出し手、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん
受け手、〇町〇丁目〇番〇号の〇〇会社〇〇〇〇さん

所在地は、〇〇地区、〇〇線〇〇号となります。

新規に設立された農地所有適格法人への賃貸借となりました。
慎重審議をよろしく願います。

議長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。

議案第1号、2番について、これより質疑に入ります。

井村悦委員 経営改善計画の申請書の中に、労災保険及び社会保険を完備するの下の農業者年金制度を活用するとありますが、これは間違いかと。法人は入れないかと。

議長 〇〇〇〇とは、どのような会社ですか。

事務局長 〇〇〇〇さんという方は、本州の方で農業のアドバイザーというのでしょうか、いろいろと講演活動とかをされている方で、この方と〇〇〇〇さんが農業を通じて共同経営となっていくことで、〇〇〇〇さんの協力もいただいたということで主な取引先に〇〇〇

事務局長 ○と書いて、合わせて役員の中にも〇〇〇〇さんに出資をしていただいている状況です。

議 長 コンサルタントみたいな感じですか。

事務局長 詳しくはわからないのですが、インターネットで調べたらいろいろと出てきたりして、本州方面ではかなりご活躍をされている方です。

谷本委員 昨年のうちからニンニクを栽培しているのですか。

佐藤委員 〇〇〇〇さんに関しましては、私の知っている限りでは2年前から、〇〇〇〇で5年ぐらいニンニクを作っているのですが、そのうちの2年ぐらい前から生産法人を作る前提で〇〇〇〇さんがニンニクの栽培に関しては受け持つというか、出来ないところは〇〇〇〇さんが手伝いしてというやり方で進んできているとう話は聞いたことがあります。

長谷川委員 〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんは同級生ですか。

佐藤委員 同級生だったと思います。

谷本委員 それならいいのですが、一時、深山峠も植えるとか、ブルーベリーを植えるとかで、そのまま植えないでいるのがある。ここは間違えなくやってくれるならいいです。

議 長 他にありませんか。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第1号、2番を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 議案第1号、3番について、提案に関する補足説明を願います。
「12番、井村昭次 委員」

井村委員 12番、井村です。 議案第1号、3番について、補足説明いたします。

出し手、中富良野町〇町〇番〇号の〇〇〇〇さん
受け手、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん

所在地は、〇〇地区、〇〇線〇〇号となります。

〇〇〇〇さんの再処分により、賃貸借となりました。
慎重審議をよろしく願います。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。

議 長 議案第1号、3番について、これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第1号、3番を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 議案第1号、4番について、提案に関する補足説明を願います。

「6番、桑田俊和 委員」

桑田委員 6番、桑田です。 議案第1号、4番について、補足説明いたします。

出し手、〇町〇丁目〇番〇号の〇〇〇〇さん

受け手、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん

所在地は、〇〇地区、〇〇線〇〇号となります。

〇〇〇〇さんの再処分により、賃貸借となりました。

慎重審議をよろしく願います。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。

議案第1号、4番について、これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第1号、4番を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 議案第1号、5番について、提案に関する補足説明を願います。

「9番、對馬 徹 委員」

對馬委員 9番、對馬です。 議案第1号、5番について、補足説明いたします。

出し手、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん

受け手、〇〇〇〇番地〇〇の〇〇会社〇〇〇〇さん

對馬委員 所在地は、〇〇地区、〇〇〇〇となります。

〇〇〇〇さんの新規法人設立に伴い、所有農地の法人への使用貸借となりました。
慎重審議をよろしくお願いします。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。

議案第1号、5番について、これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第1号、5番を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決すること
にご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 本日の日程は、全て終了いたしました。

第8回上富良野町農業委員会総会を閉会いたします。

事務局長 全員ご起立ください。「礼」

以上、報告2件、諮問1件、議案1件の審議を終了し議長が閉会を宣言する。

午後2時45分

上記第8回農業委員会総会の顛末に相違ないことを証するため署名する。

平成30年2月14日

上富良野町農業委員会長 _____

上富良野町農業委員 _____

上富良野町農業委員 _____